

大阪市告示第1656号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年11月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 真田山プール アイススケート場	令和6年12月28日（土）から 同月29日（日）まで	午前8時30分から 午後6時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 真田山プール アイススケート場	令和6年12月1日（日）	午前8時30分から 午後6時まで
	令和6年12月3日（火）から 同月6日（金）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和6年12月7日（土）から 同月8日（日）まで	午前8時30分から 午後6時まで
	令和6年12月10日（火）から 同月13日（金）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和6年12月14日（土）から 同月15日（日）まで	午前8時30分から 午後6時まで
	令和6年12月17日（火）から 同月20日（金）まで	午前9時から 午後6時まで

令和 6 年12月 21 日（土）から 同月 22 日（日）まで	午前 8 時30分から 午後 6 時まで
令和 6 年12月 24 日（火）から 同月 27 日（金）まで	午前 9 時から 午後 6 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）